2　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径１キロメートルの範囲内）、移動制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

⑴　道路網の状況

⑵　一般車両の通行量

⑶　畜産関係車両の通行量

⑷　山、河川等による地域の区分

3　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

第12　ウイルスの浸潤状況の確認

1　疫学調査

⑴　疫学調査の実施方法

都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、病性等判定日から少なくとも28日間遡った期間を対象として、発生農場における豚等、精液、受精卵、人（獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況並びに関係者の海外渡航歴に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある豚等に関する調査を実施し、できる限り短期間で完了させる。

⑵　疫学関連家畜

⑴の調査の結果、次の豚等であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後21日を経過した後に血清抗体検査（エライザ法）を行う。

①　病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した豚等

②　病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③　病性等判定日から遡って28日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている豚等

④　第５の２の⑵の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

2　移動制限区域内の周辺農場の検査

⑴　発生状況確認検査

都道府県は、豚コレラの発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

①　臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、第４の１に掲げる臨床症状の有無について確認する。

②　血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（ＰＣＲ検査。ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

⑵　清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、⑴と同様の検査を行う。

3　１の⑵又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

⑴　都道府県は、１の⑵又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

ア　１の⑵の検査で陽性が確認された場合

第４の６の⑵の①の措置を実施するとともに、１の⑵の検査の結果及び第４の６の⑵の①の措置において実施した検査の結果について（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、原則として、第５の判定を行う。

イ　２の検査で異状又は陽性が確認された場合

第４の５の⑵の手続により、必要な検体を動物衛生研究所に送付するとともに、第５の判定に移行する。

⑵　農林水産省は、１の調査及び２の検査の結果並びに⑴の措置において行う第５の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4　検査員の遵守事項

１及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。

②　車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

③　当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

④　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

⑤　立ち入った農場の豚等について１の⑵又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

第13　ワクチン（法第31条）

1　豚コレラのワクチンは、感染を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。

2　農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけるとと殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚コレラについては予防的殺処分は認められていない。）。

①　埋却を含む防疫措置の進捗状況

②　感染の広がり（疫学関連農場数）

③　環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況）

3　農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家畜

④　その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

4　都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

5　農林水産省は、ワクチンについて、必要に応じて、更に研究・検討を進める。

第14　家畜の再導入

1　導入前の検査

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導する。

2　導入後の検査

都道府県は、豚等の再導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した豚等の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15　発生の原因究明

1　農林水産省及び都道府県は、豚コレラの発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さ